

第12次労働災害防止推進計画のポイント

神奈川県労働局（平成25年5月）

現状と課題

- 平成24年（第11次防最終年・第12次防基準年）の被災者数
 - ⇒ 死亡者数46人（対前年比8人減少）、死傷者数6,689人（対前年比1.5%増加）
- 増加傾向（又は、横ばい傾向）にある業種
 - ⇒ 運輸交通業、小売業、社会福祉施設、飲食店、食料品製造業
- 平成24年の死亡災害のうち約半数は製造業と建設業で発生。
- 死亡災害では、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」で約6割。
- 休業災害では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛）」で約5割。
- 「50歳以上」の労働者が被災する割合が高い（死亡災害で5割以上、死傷災害で約4割）。
 - ⇒ 特に、「小売業」、「社会福祉施設」において割合が高い。
- 「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」、「食料品製造業」においては、「非正規雇用労働者」の就業率が高く、被災する割合も高い。
- 業務上疾病による死亡者のうち、1/3以上が「脳・心臓疾患」によるもの。
- 業務上疾病のうち「腰痛」の発生件数は「社会福祉施設」において増加傾向にある。

計画期間

- 平成25年度～29年度（5か年計画）

計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）
- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）
【平成29年最終目標：死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

- I 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 → P.2～P.3
- II 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化
 - 関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働
- III 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
 - 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
 - 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
 - 地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚
- IV 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化
 - 建設工事発注者に対する要請、
 - 荷主による取組の促進、
 - 機械設備の本質安全化の促進

1 重点業種対策

(1) 第三次産業対策

① 小売業

- ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導

② 社会福祉施設

- ・対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高年齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実）
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知

③ 飲食店

- ・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・小零細事業場に対する集団をとらえた（商店街、組合等）啓発・指導

(2) 陸上貨物運送事業対策

- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及
- ・墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導
- ・経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備
- ・関係災防団体等との連携による啓発・指導 ・荷主による取組の促進

(3) 食料品製造業対策

- ・経営トップに対する働きかけ
- ・安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導
- ・食品加工用機械の災害防止対策の推進 ・安全衛生教育の継続的实施
- ・労働者の意識改善 ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4) 建設業対策

- ・墜落・転落災害防止対策の徹底（リスクアセスメントの実施促進、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に、「より安全な措置」の普及・指導の強化、ハーネス型安全帯の普及促進等）

- ・「重機災害」、「崩壊・倒壊災害」防止対策の徹底
- ・解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化
- ・自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底
- ・雇入時教育、新規入場時教育等の徹底
- ・建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5) 製造業対策

- ・リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進
- ・「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底
- ・労働者の意識改善
- ・中災防、関係防災団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

- ・中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進
- ・職場のストレス要因の把握及び職場の改善
- ・職場復帰支援の取組の推進
- ・事業場外資源の活用
- ・関係団体等との連携

(2) 過重労働による健康障害防止対策

- ・労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
- ・衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3) 化学物質対策

- ・危険有害性の表示、安全データシート（SDS）の交付制度の普及促進
- ・危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進
- ・作業環境管理の徹底及び改善

(4) 腰痛予防対策

- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底（社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点）
- ・作業方法の改善
- ・腰痛予防教育の徹底等

(5) 熱中症対策

- ・早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
- ・WBGT 値（暑さ指数）の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
- ・健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6) 粉じん障害防止対策

- ・「第8次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7) 受動喫煙防止対策

- ・受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

3 業種横断的取組

(1) リスクアセスメントの普及促進

- ・中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入促進

(2) 高齢労働者対策

- ・身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- ・高齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3) 非正規雇用労働者対策

- ・パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施
- ・労働者の意識改革

重点対策の目標設定

	業種	種別	平成	平成 29 年	平成	平成	平成	平成	平成
			24 年	最終目標	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
災害減少	全業種	死亡	46	15%減少	44	42	41	40	39
		休業	6,689	15%減少	6,450	6,200	6,000	5,800	5,600
	小売業	休業	875	20%減少	840	800	760	730	700
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470	460	450	440	430
	飲食店	休業	389	20%減少	370	350	330	320	310
	陸上貨物運送事業	休業	825	10%減少	810	790	770	750	740
	食料品製造業	休業	332	15%減少	320	310	300	290	280
	建設業	死亡	16	20%減少	15	14	13	12	12
		休業	907	15%減少	880	850	820	790	760
	製造業	死亡	12	10%減少	11	10	10	10	10
休業		1,126	15%減少	1,090	1,050	1,010	980	950	
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする							
	過重労働による健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する							
	化学物質対策	平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 50% 以上とする							
	腰痛予防対策	平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10% 以上減少させる							
	熱中症対策	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20% 以上減少させる							

注 1) 「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上」の略である。

注 2) 「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して平成 29 年までに、〇〇% 以上減少させる」の略である。

詳しい内容（推進計画本文）については神奈川労働局ホームページ、
[\(kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp \)](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/) をご参照ください。